

保育補助者雇上費 貸付決定後の手続きについて

1 貸付決定後の手続き

(1) 借入れにかかる必要書類の提出

貸付決定を受けた借受人は、別途ご案内する期日までに、以下の①から④の書類を社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）あて提出してください。

① 借用証書 (所定の もの)	・ 収入印紙を貼付し、借受人の実印で割印を押して提出してください。 (参考) 借用証書に貼付する収入印紙の額											
	<table border="1"><thead><tr><th>借用金額</th><th>印紙税額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1万円以上10万円以下</td><td>200円</td></tr><tr><td>10万円を超える50万円以下</td><td>400円</td></tr><tr><td>50万円を超える100万円以下</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>100万円を超える500万円以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>500万円を超える1,000万円以下</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table>	借用金額	印紙税額	1万円以上10万円以下	200円	10万円を超える50万円以下	400円	50万円を超える100万円以下	1,000円	100万円を超える500万円以下	2,000円	500万円を超える1,000万円以下
借用金額	印紙税額											
1万円以上10万円以下	200円											
10万円を超える50万円以下	400円											
50万円を超える100万円以下	1,000円											
100万円を超える500万円以下	2,000円											
500万円を超える1,000万円以下	10,000円											
・ <u>借用書右上の日付欄は記入しないでください</u> （提出後、県社協で送金日を記載します）。												
・ 連帯保証人は、本人が署名の上、押印してください。												
・ 借受人（法人の代表者）は法務局に登録している実印で、連帯保証人も実印で、それぞれ押印してください（②の印鑑登録証明書による印鑑であること）。												
・ 万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所に二重線を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印した印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。												
② 印鑑登録 証明書	・ 借受人のもの1通（法務局に登録の実印）。											
③ 振込口座 届出書	・ 振込口座には、ネット銀行の口座を使用することはできません。 ・ 万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所に二重線を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印した印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。											
④ ③の通帳 の写し	・ 金融機関名、通帳名義及び口座番号が確認できる面をコピーしてください。											

(2) 送金

①初回

上記(1)による借用証書等が提出され、県社協が受理した後、指定口座に送金します。

②2回目以降

保育補助者の雇用状況等について、県社協に報告をいただいた上で、送金します。

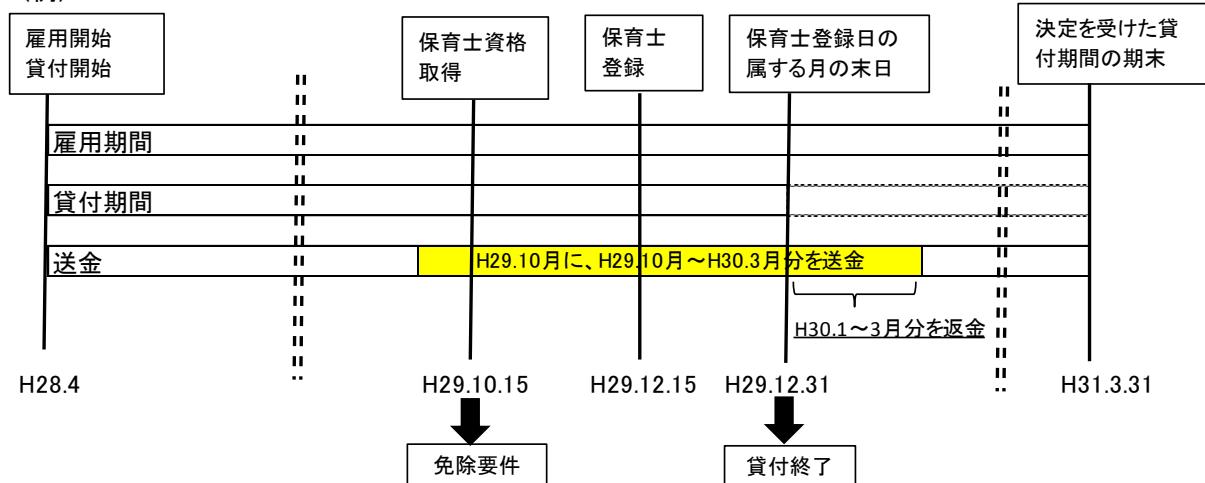
※ 原則として6か月分を一括してそれぞれ最初の月に送金します。

4月に4月～9月分（期間1）、10月に10月～3月分（期間2）を送金することを基本としますが、初回送金が年度途中の場合は、初回分は期間1または期間2の残期間分を送金することとします。

③貸付期間中に保育士資格を取得した場合の貸付期間の終期

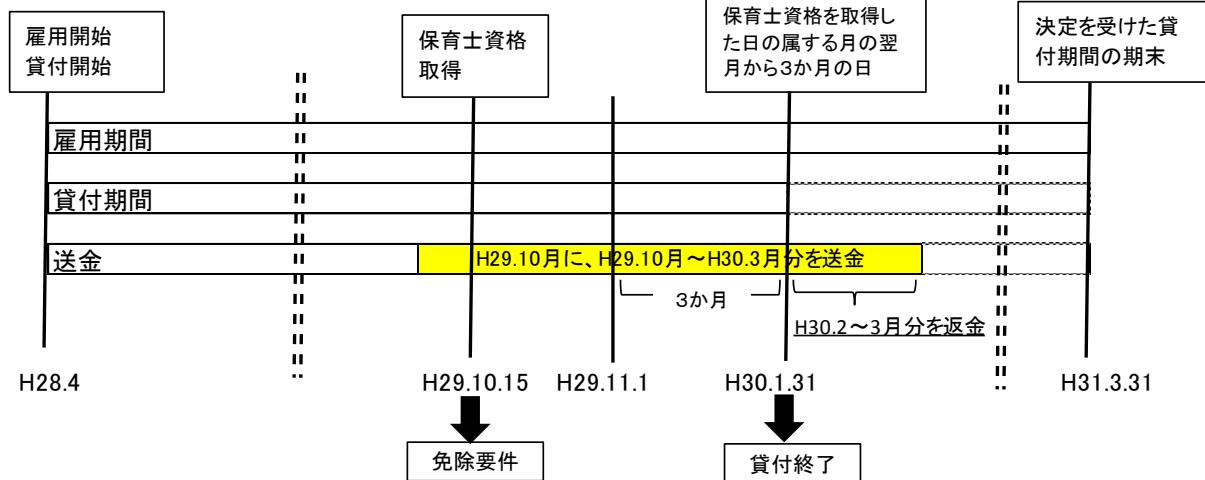
1) 保育士登録日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。

(例)



2) 保育士登録が行われない場合は、保育士資格を取得した日（国家試験に合格した日または養成施設を卒業した日）の属する月の翌月から3か月の日をもって、貸付けを終了します。

(例)



2 異動の届出

次のいずれかに該当することになった場合は、所定の様式（3ページ「貸付決定後の諸手続一覧」を参照）にその事実を証明する書類を添えて、速やかにその旨を県社協に届け出なければなりません。様式は、県社協ホームページからダウンロードしていただくか、県社協に請求していただければ個別に送付します。

- ア 氏名又は住所を変更したとき。
- イ 保育補助者が退職したとき。
- ウ 保育補助者が死亡、または勤務に耐えられない程度の心身の故障を生じたとき。
- エ 連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき。
- オ 連帯保証人が死亡したとき、または自己破産等その適性を失ったとき。
- カ 保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得了したとき、またはしなかったとき。
- キ 災害、疾病その他やむを得ない理由により、保育補助者が勤務することができない期間が開始し、またはその期間が終了したとき。

3 貸付契約の解除

次のいずれかに該当することになった場合は、貸付契約を解除します。

- ア 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき、または新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難なとき。
- イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められたときであって、直ちに新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難なとき。
- ウ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき、または新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難なとき。
- エ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- オ 虚偽その他不正の方法により貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- カ その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

4 返 還

(1) 返還事由

次のいずれかに該当する場合、その該当理由が生じた月の翌月から、貸付金を返還しなければなりません。

- ア 貸付契約が解除されたとき。
- イ 保育補助者が県内において保育の補助等に従事しなかったとき。
- ウ 県内において保育の補助等に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- エ 県内において保育の補助等に従事させたが、貸付期間中に保育士資格を取得しなかったとき、または当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得する見込みがなくなったとき。

(2) 返還期間

貸付期間の2.5倍に相当する期間以内

(3) 返還方法

月賦または半年賦の均等払方式（一括払いも可）によります。

ただし、繰上げ償還することを妨げません。

(4) 延滞利子

返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年5%の延滞利子を徴収します。

5 返還猶予

次のいずれかに該当する場合、所定の様式により申請により貸付金の返還が猶予されます。

- ア 保育補助者が保育の補助等に従事しているとき。
- イ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

6 返還免除

次のすべてを満たす場合、所定の様式（3ページ「貸付決定後の諸手続一覧」を参照）により申請することで、貸付金の返還が免除されます。

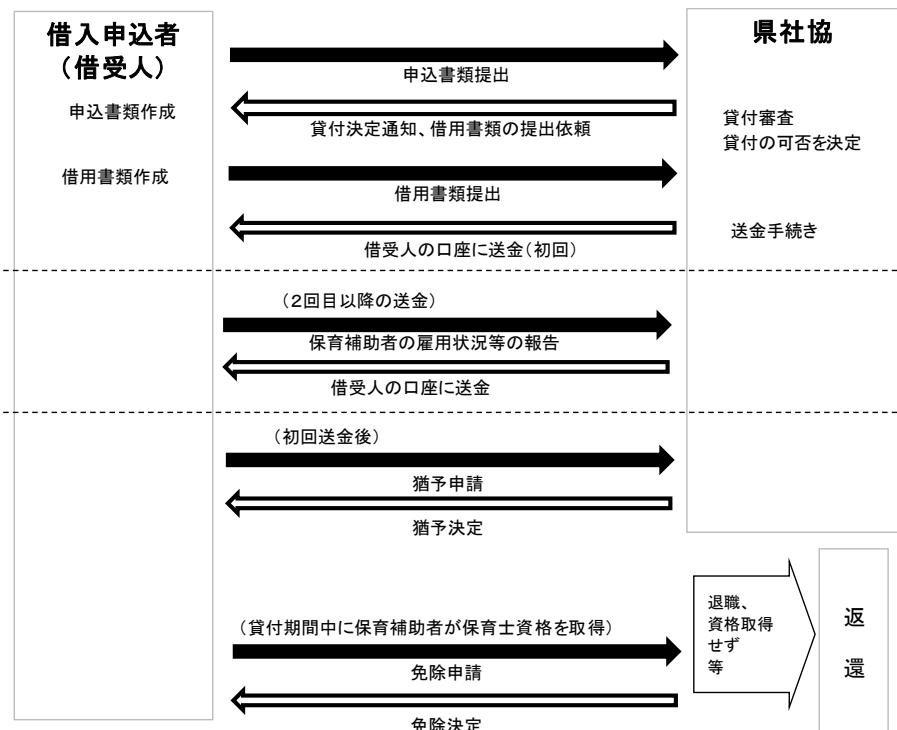
- ①県内の保育所等で保育補助者が保育の補助等に従事し、
- ②貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得した、または貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれる場合

※ 貸付期間中に保育士資格を取得する見込みがない場合は、お早めに県社協までご相談ください。

<貸付決定後の諸手続一覧>

	借受人の状況（事由）	制度上の対応	提出書類	添付書類
貸付決定～送金	貸付が決定した	貸付	借用証書（収入印紙貼付） 振込口座届出書	印鑑証明書 通帳コピー
	引き続き保育補助者を雇用しており、送金を希望する	届出	業務従事証明書	
	貸付契約を解除された	猶予・返還	状況に応じて	
	借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した	届出	住所・氏名等変更届	住民票
	連帯保証人の変更の必要がある	申請	連帯保証人変更申請書	住民票 所得証明書
	保育補助者が休職（復職）した	届出	貸付休止・再開届	
	死亡した	全部または一部免除	返還免除申請書	死亡届 死亡診断書
	保育補助者を雇用し、保育の補助等（以下「対象業務」）に従事させた	猶予	返還猶予申請書	
	保育補助者を対象業務に従事させる意思がない	返還	返還計画書	
対象業務従事中	引き続き、保育補助者を雇用し、対象業務に従事させている	届出	業務従事証明書	
	貸付期間中に、当該保育補助者が保育士の資格を取得した	全部免除	返還免除申請書 保育士登録届	保育士登録証の写し
	対象業務従事中（猶予中）、やむを得ない特別の事由が発生し、保育補助者が業務に従事できなくなった			
	出産休暇・育児休業を取得	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	病気休暇を取得	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した	届出	住所・氏名等変更届	住民票
	保育補助者の変更を行う必要がある	申請	保育補助者変更申請書	当該事実を証明する書類
	連帯保証人の変更を行う必要がある	申請	連帯保証人変更申請書	住民票 所得証明書
退職	保育補助者が、業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため業務を継続できなくなった	全部免除	返還免除申請書	当該事実を証明する書類
	保育補助者が、対象業務に従事しなくなった	返還	返還計画書	
	保育補助者が、死亡または心身の著しい故障のため返還免除対象業務に従事できなくなった	一部免除	返還免除申請書 返還計画書	当該事実を証明する書類
返還中	死亡または心身の著しい故障のため返還することができなくなった	全部または一部免除	返還免除申請書	当該事実を証明する書類
	災害等やむを得ない事由により返還できないと認められる	猶予 全部または一部免除	状況に応じて	

<申込みから返還免除までの流れ>



【問い合わせ先】

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会（総務・資金部 生活資金班）TEL073-435-5223